

農業遺産Q & A

1. 全般

- 問1-1 農業遺産制度とは何か。
- 問1-2 現在、世界農業遺産と日本農業遺産は、それぞれ何件認定されているのか。
- 問1-3 世界農業遺産と日本農業遺産の違いは何か。
- 問1-4 世界農業遺産は、日本農業遺産の上位に当たる位置づけなのか。
- 問1-5 日本農業遺産は、なぜ世界農業遺産とは別に設けられたのか。
- 問1-6 日本農業遺産の認定基準は、世界農業遺産の基準に「日本独自の基準」が加わって項目数が多くなっているが、日本農業遺産の方が世界農業遺産より制度として優れているということか。
- 問1-7 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に当たり、審査は誰が行うのか。
- 問1-8 現在、FAOに世界農業遺産の認定申請を行っている地域はあるか。

2. 他制度との関連及び効果等

- 問2-1 世界遺産と世界農業遺産の違いは何か。
- 問2-2 認定を受けた場合、どのような効果が期待されるのか。

3. 要領関係

- 問3-1 世界農業遺産又は日本農業遺産の一方のみを申請できるのか。
- 問3-2 世界農業遺産への申請を行おうとする場合、その前に日本農業遺産の認定を受けておく必要はあるか。
- 問3-3 世界農業遺産と日本農業遺産の両方を申請した場合に、日本農業遺産の認定を受けた地域が、世界農業遺産への認定申請が承認されないことはあるのか。
- 問3-4 世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産の申請を行うことは可能か。
- 問3-5 農業遺産の対象は、伝統的な農林水産業を営む地域とあるが、林業や水産業も対象となるのか。
- 問3-6 農林水産業システムとは何か。
- 問3-7 変化に対するレジリエンスとはどのようなものか。
- 問3-8 認定されるとどのような活動が必要となるか。
- 問3-9 実施要領第4「承認又は認定の取消し」において、「農林水産大臣は、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産の認定を取り消すことができる。」とあるが、世界農業遺産についてはFAOによる認定であり、農林水産大臣が認定を取り消すことはできないのではないか。

問3-10 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産への認定申請の承認を申請する場合、活動状況等の評価を行う時期はいつか。

問3-11 (更問) 申請に当たって、これまでの活動状況等について追加で資料を提出する必要はあるか。

4. 募集関係

問4-1 世界農業遺産の認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に向けたスケジュールはどうなっているか。

問4-2 どのような手続きで審査を行っていくのか。

問4-3 世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けた後のスケジュールや手続きはどのようになるのか。

問4-4 何件程度認定又は承認するのか。

問4-5 募集結果や審査結果をその都度公表するのか。

5. 申請書類の書き方等

問5-1 応募要領第2の1(7)の学術機関等からの意見書はどのように記載するのか。

問5-2 応募要領別紙1の6の申請地域はどのような考え方によるか。

問5-3 既に世界農業遺産と日本農業遺産のいずれか一方の認定を受けた地域が、もう一方を申請する際、申請内容について、既認定の内容から変更してもよいか。

問5-4 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産の認定申請の承認を申請する場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載する必要があるか。

問5-5 FAOは世界農業遺産申請書類の作成方法に係るガイドラインを示しているが、国内審査においてもガイドラインの内容に沿う必要があるか。

1. 全般

問 1-1 農業遺産制度とは何か。

(答)

1 農業遺産制度とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ（※1）及びシースケープ（※2）、農業生物多様性（※3）などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを「農業遺産」として認定する制度である。

※1 ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり。人間と自然の長期の営みによって生じた陸域の景観。

※2 シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの。人間と自然の長期の営みによって生じた海域の景観。

※3 農業生物多様性：食料生産や農業と関わりのある生物種が多様であり遺伝資源が豊富であること。

2 農業遺産には、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と農林水産大臣が認定する日本農業遺産がある。

問 1-2 現在、世界農業遺産と日本農業遺産は、それぞれ何件認定されているのか。

(答)

1 令和4年1月25日現在、世界農業遺産には22か国62地域が認定されており、国内では世界農業遺産が11地域認定されている。また、日本農業遺産には22地域が認定されている。

問 1-3 世界農業遺産と日本農業遺産の違いは何か。

(答)

1 世界農業遺産は、
(1) 世界において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、
(2) 国連食糧農業機関（FAO）が定める基準に基づき、
(3) FAOに設置された世界農業遺産科学助言グループ（SAG）が審査・評価し、

(4) FAO が認定するものである。

(ただし、FAO への申請にあたっては、農林水産省に設置された世界農業遺産等専門家会議による審査を踏まえた農林水産大臣の承認が必要)

2 日本農業遺産は、

- (1) 我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、
- (2) FAO の認定基準に加えて、日本独自に定めた認定基準（i 変化に対するレジリエンス（問3-7 参照）、ii 多様な主体の参画、iii 6次産業化の推進）に基づき、
- (3) 農林水産省に設置された世界農業遺産等専門家会議が審査・評価し、
- (4) 農林水産大臣が認定するものである。

3 両制度ともに、重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定し、その価値を評価することで、地域の自信や誇りを醸成するとともに、農林水産業システムを保全継承し、地域振興につなげることを目的としている。いずれも、世界農業遺産等専門家会議の審査を経た上で、認定又はFAOへの申請の承認をする仕組みとなっており、両制度の特徴を踏まえた選定がなされる。

問1-4 世界農業遺産は、日本農業遺産の上位に当たる位置づけなのか。

(答)

世界農業遺産と日本農業遺産はそれぞれ独立したものであり、両者の間に上下関係はない。

問1-5 日本農業遺産は、なぜ世界農業遺産とは別に設けられたのか。

(答)

1 世界農業遺産は、当初は、開発途上国を対象として推進された事業であったため、認定基準は開発途上国の現状を重視したものとなっている。先進国である日本にはFAOの認定基準では評価しきれない、我が国として評価すべき点（※）を備えた次世代に継承すべき伝統的な農林水産業を営む地域が存在することから、我が国としての問題意識とそれに基づく認定が必要であり、平成28年に日本農業遺産を創設した。

※ 担い手不足等に対応した多様な主体の参画や6次産業化の推進等。

2 地域の自信や誇りを醸成し、地域を活性化させる効果は、日本農業遺産においても、世界農業遺産と同様に期待できると考えているところ。

問 1-6 日本農業遺産の認定基準は、世界農業遺産の基準に「日本独自の基準」が加わって項目数が多くなっているが、日本農業遺産の方が世界農業遺産より制度として優れているということか。

(答)

- 1 日本農業遺産は、国連食糧農業機関（FAO）が定める5つの認定基準に加え、FAOの認定基準では評価しきれない、我が国として評価すべき点について日本独自の3つの認定基準を追加している。
- 2 審査はそれぞれの認定基準に基づき実施するため、両制度に優劣はない。

問 1-7 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に当たり、審査は誰が行うのか。

(答)

- 1 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に係る審査は、農村振興局長が設置する世界農業遺産等専門家会議において行っている。
- 2 当該会議の審査結果を踏まえ、農林水産大臣が世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定を行っている。

問 1-8 現在、FAOに世界農業遺産の認定申請を行っている地域はあるか。

(答)

平成31年2月に世界農業遺産への認定申請が承認された3地域（山梨県峡東地域、滋賀県琵琶湖地域及び兵庫県兵庫美方地域）について、令和元年10月にFAOへ世界農業遺産への認定申請を行い、FAOにおいて審査中である。

また、令和3年2月に世界農業遺産への認定申請が承認された3地域（山形県最上川流域、埼玉県武蔵野地域、島根県奥出雲地域）について、令和3年10月にFAOへ世界農業遺産への認定申請を行った。

2. 他制度との関連及び効果等

問 2-1 世界遺産と世界農業遺産の違いは何か。

(答)

世界遺産は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が認定しており、建築物や自然など、有形の不動産が認定の対象であるのに対し（文化庁HP参照）、世界農業遺産は、FAO（国連食糧農業機関）が認定しており、伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった無形の農林水産業システムを対象としている。

問 2-2 認定を受けた場合、どのような効果が期待されるのか。

(答)

- 1 農業遺産制度は、重要かつ伝統的な農林水産業システムを認定する制度であり、その維持と継承を図るものである。農業遺産に認定された地域は、地域の自信と誇りを醸成するとともに、認定を活用した農林水産物のブランド化や観光客の誘致、企業との連携などを通じて地域振興につなげる効果が期待できると考えている。
- 2 また、農業遺産に認定された地域は、申請時に提出した5年間の保全計画に基づいて活動を行い、保全計画の活動期間の最終年度又は最終年度の前年度に世界農業遺産等専門家会議からの助言を受けて、地域の活動の見直しを図ることで、農林水産業システムの維持と継承が図られることが期待できる。

3. 要領関係

問 3-1 世界農業遺産又は日本農業遺産の一方のみを申請できるのか。

(答)

世界農業遺産への認定申請の承認と日本農業遺産の認定は相当部分で認定基準が共通であり、申請については、両方への同時申請又はどちらか一方のみの申請のいずれも可能である。

問3-2 世界農業遺産への申請を行おうとする場合、その前に日本農業遺産の認定を受けておく必要はあるか。

(答)

日本農業遺産の認定は、世界農業遺産の認定申請に係る承認の要件とはなっておらず、日本農業遺産の認定を受けていない地域であっても世界農業遺産への認定申請に係る承認申請をすることができる。

問3-3 世界農業遺産と日本農業遺産の両方を申請した場合に、日本農業遺産の認定を受けた地域が、世界農業遺産への認定申請が承認されないことはあるのか。

(答)

- 1 世界農業遺産への認定申請の承認と日本農業遺産の認定に係る審査は、それぞれの認定基準に基づいて行われる。
- 2 このため、審査の結果、日本農業遺産の認定を受けたとしても、世界農業遺産への認定申請の承認が付与されない場合もある。
- 3 同様に、世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けたとしても、日本農業遺産に認定されない場合もあり得る。

問3-4 世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産の申請を行うことは可能か。

(答)

可能である。

問3-5 農業遺産の対象は、伝統的な農林水産業を営む地域とあるが、林業や水産業も対象となるのか。

(答)

- 1 世界農業遺産及び日本農業遺産は林業や水産業も認定の対象である。

- 2 ただし、水産業については、認定基準の「シースケープの特徴」を満たすことが必要となる。すなわち、申請する農林水産業システムの核となる地域の伝統的な知識システムとシースケープとの関連についても説明が必要となる。

問3-6 農林水産業システムとは何か。

(答)

本制度の対象となる農林水産業システムとは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業並びにそれに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった伝統的な農林水産業を営む地域であり、世界及び日本における重要性並びに歴史的及び現代的な重要性を有するもの。（実施要領第2の1より）

問3-7 変化に対するレジリエンスとはどのようなものか。

(答)

変化に対するレジリエンスを有するとは、自然災害や生態系の変化に対し、農林水産業システムへの影響を小さくとどめ、速やかに回復できる機能を持ち合わせているということである。

問3-8 認定されるとどのような活動が必要となるか。

(答)

申請地域が自ら定めた5年間の保全計画に従い、認定を受けた農業遺産の維持・保全を行う必要がある。農業遺産の認定地域においては、動的保全（農林水産業システムを環境の変化に順応させながら保全しつつ、農林水産業システムの活用により地域の活性化を図ること）による維持・保全を図ることとされている。

問3-9 実施要領第4「承認又は認定の取消し」において、「農林水産大臣は、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産の認定を取り消すことができる。」とあるが、世界農業遺産についてはFAOによる認定であり、農林水産大臣が認定を取り消すことはできないのではないか。

(答)

1 実施要領では、農林水産大臣が、「申請内容と著しい相違が認められる場合」、又は「第3の3の改善措置を求めたにもかかわらず改善が認められない場合」及び「認定地域から認定辞退の請求があった場合」のいずれかに該当する事案を把握した場合には、事実関係を確認した上で、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産の認定を取り消すことができるとしている。

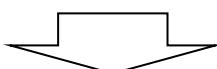
2 このため、世界農業遺産に関しては、認定の取り消しではなく世界農業遺産への認定申請に係る承認の取り消しとなる。

問3-10 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産への認定申請の承認を申請する場合、活動状況等の評価を行う時期はいつか。

(答)

1 既に世界農業遺産に認定されている地域が新たに日本農業遺産に認定された場合又は既に日本農業遺産に認定されている地域が新たに世界農業遺産に認定された場合の活動状況等の報告及び評価の時期は、どちらの場合もFAOへ提出した世界農業遺産の保全計画の計画期間に合わせて行うこととする。

2 ただし、世界農業遺産等専門家会議が必要と認めた場合は、中間年であっても活動状況等の評価を行うことがある。



問3-11（更問）申請に当たって、これまでの活動状況等について追加で資料を提出する必要はあるか。

(答)

1 当初保全計画に係る活動状況等に関する資料は不要である。

- 2 ただし、現地調査や二次審査の際に、世界農業遺産等専門家会議委員から質問を受けたり、追加資料を求められる場合には対応が必要である。

4. 募集関係

問4-1 世界農業遺産の認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に向けたスケジュールはどうなっているか。

(答)

今般の認定等に係る募集は、令和4年1月25日（火）から6月8日（水）まで実施する。その後、農村振興局長が設置した世界農業遺産等専門家会議の審査を経て、令和4年度末までに農林水産大臣による認定等を行う予定。

問4-2 どのような手続きで審査を行っていくのか。

(答)

- 1 募集締め切り後、世界農業遺産等専門家会議による一次審査（書類審査）を行い、令和4年8月頃、一次審査結果を地域に通知。
 - 2 一次審査を通過した地域については、令和4年9月から11月頃に世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査を実施。
 - 3 その後、令和4年12月頃、農林水産省において世界農業遺産等専門家会議を開催。同会議において、地域からのプレゼンテーションによる二次審査を実施の上、世界農業遺産等専門家会議としての評価をとりまとめ。
 - 4 二次審査の評価の結果を踏まえ、農林水産大臣が承認と認定を行う地域を決定し、令和5年1月頃に最終結果を公表予定。
- ※ 時期については現時点の予定であり、諸般の事情により変更になる可能性がある。

問 4-3 世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けた後のスケジュールや手続きはどうなるのか。

(答)

- 承認を付与された地域は、国内審査での審査結果を受け、必要に応じて申請書を修正、世界農業遺産等専門家会議の了承が得られた後に英訳を行い、農林水産省を通じてFAOへ申請を行う（令和2年度承認地域は、令和3年10月に申請）。
- FAOでの審査は、世界農業遺産科学助言グループ（以下「SAG」という。）での審査の後、SAG委員による現地調査が行われ、再度SAGでの審査によって認定の可否が決定される。

問 4-4 何件程度認定又は承認するのか。

(答)

- 世界農業遺産の認定申請に係る承認と日本農業遺産の認定のいずれにおいても、目標数は設定していない。
- 全国の多くの地域で、本制度への積極的な申請がなされ、世界農業遺産等専門家会議において認定基準に沿って適切に評価いただき、農業遺産にふさわしい地域を選定したいと考えている。

問 4-5 募集結果や審査結果をその都度公表するのか。

(答)

- 申請を受け付けた地域及び一次審査を通過した地域は、地域名及び農林水産業システムの名称を農林水産省HPに掲載する。
- 世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定を決定した地域については、プレスリリースを行うとともに、地域名、農林水産業システムの名称及び申請の概要を農林水産省HPに掲載する。なお、日本農業遺産に認定された地域については、応募要領の第2の1（2）、（4）及び（5）についても後日精査の上、農林水産省HPに掲載する。

5. 申請書類の書き方等

問 5-1 応募要領第 2 の 1 (7) の学術機関等からの意見書はどのように記載するのか。

(答)

- 1 学術機関等からの意見書については、申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示すものとして添付いただくこととしている。
- 2 なお、実施要領別紙の第 1 の 2 の (3) 「地域の伝統的な知識システム」に関する学術機関等からの意見書については、必ず添付が必要である。これは、申請する農林水産業システムの核となる地域の伝統的な農林水産業が、認定基準に合致するものか否かを世界農業遺産等専門家会議に判断いただく必要があるためである。このため、意見書には当該申請の核となる地域の伝統的な知識システムが、重要かつ独自性を有する伝統的な農林水産業と考えられる理由等について記載すること。
- 3 意見書の様式は任意である。

問 5-2 応募要領別紙 1 の 6 の申請地域はどのような考え方によるか。

(答)

申請地域は市町村単位とするのではなく、作物栽培地域、用水路、稀少生物の生息地域、放牧地域、植林活動を行っている森林等、農林水産業システムに関連する地域を繋げたものとし、申請面積は、該当部分の合計面積（推定可）とされたい。また、申請する農林水産業システムの範囲が特定されるように地図上にできる限り図示したものを添付すること。

問 5-3 既に世界農業遺産と日本農業遺産のいずれか一方の認定を受けた地域が、もう一方を申請する際、申請内容について、既認定の内容から変更してもよいのか。

(答)

- 1 既に日本農業遺産又は世界農業遺産に認定されている地域が、もう一方の農業遺産の申請を行う場合については、既認定の農業遺産システムとの違いやその理由について、実施要領別紙様式第 1 号別添 2 の第 3 に簡潔に記載いただきたい。

- 2 なお、これまで認定に至らなかった地域が再度申請する場合、新しい申請として取り扱うため、実施要領別紙様式第1号別添2の第3への記載は不要である。

問5-4 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産の認定申請の承認を申請する場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載する必要があるか。

(答)

- 1 既に世界農業遺産に認定されている地域が日本農業遺産の認定申請を行う場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載いただきたい。なお、世界農業遺産の申請内容と異なる事項については、見直した内容及びその理由を別紙様式第1号別添2の第3に記載いただきたい。
- 2 また、既に日本農業遺産に認定されている地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の3つの基準を世界農業遺産の5つの基準に包含して記載し、世界農業遺産の5つの基準ごとに項目立てて記載いただきたい。なお、日本農業遺産の申請内容と異なる事項については、見直した内容やその理由を別紙様式第1号別添2の第3に記載いただきたい。

問5-5 FAOは世界農業遺産申請書類の作成方法に係るガイドラインを示しているが、国内審査においてもガイドラインの内容に沿う必要があるか。

(答)

- 1 現在、令和3年6月に同年3月付けの「Guidelines for Developing a GIAHS Proposal Document」が掲載され、これの日本語仮訳版を農林水産省HPに掲載しているところ。
- 2 世界農業遺産への認定申請に係る承認を希望する地域については、このFAOのガイドラインを参照して申請書類を作成すること。
参考1：FAOのガイドライン「Guidelines for Developing a GIAHS Proposal Document」
<http://www.fao.org/3/ca8465en/ca8465en.pdf>
参考2：農林水産省仮訳版
https://www.maff.go.jp/nousin/kantai/attach/pdf/giahs_trendFAO-5.pdf

以前は、FAO の GIAHS 申請に係る詳細なガイドラインは存在しなかったが、令和2年4月にFAOのHPに「Guidelines for making a GIAHS Proposal document」が、申請書作成の詳細を記したものとして公表された。その後の改訂を経て、現在は令和3年3月付けのものが最新。